

令和 6 年 5 月 9 日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 「スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港<sup>注</sup>（東京国際空港） 運航許可申請事案」について審議を開始します

運輸審議会は、令和 6 年 5 月 7 日に国土交通大臣から諮問があったことを受け、標記事案について審議を開始します。今後、必要な審議を経て答申を行う予定です。

### ○公聴会の開催申請について

運輸審議会一般規則第 5 条各号のいずれかに該当する者は、運輸審議会に公聴会開催を申請できます。公聴会開催を申請する場合は、運輸審議会一般規則第 17 条各号に掲げる事項を記載した文書（電子媒体の場合は PDF 形式）を、記載内容確認のための連絡先を添えて、令和 6 年 5 月 23 日（木）17 時 00 分までに国土交通省運輸審議会（郵便番号 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 3 階）に持参、郵送又は e メール（送付先 [hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp)）のいずれかの方法にて提出してください（郵送の場合は必着）。

### ○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要については答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

（注）航空法第 107 条の 3 第 1 項による混雑空港のことで、現在、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港が指定されています。

混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先] 総合政策局運輸審議会審理室 浅井、廣井  
(直通) 03-5253-8810

[混雑空港運航許可申請に関する問合せ先] 航空局航空ネットワーク部航空事業課 武内、小島  
(代表) 03-5253-8111 (内線 48523, 48524)  
(直通) 03-5253-8705

○国土交通省告示第402号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登録された。

令和6年5月9日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令6第9001号
事案の種類	混雑空港運航許可
申請者	スプリング・ジャパン株式会社
事案の内容	申請混雑空港 東京国際空港

## ○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四 料率の変更を請求した者
- 四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者
- 五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項

国 空 事 第 8 4 号  
令 和 6 年 5 月 7 日

運 輸 審 議 会  
会 長 堀 川 義 弘 殿

国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫

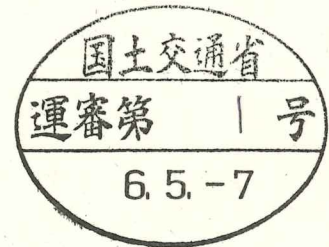


諮 問 書

航空法第136条第2号の規定により、下記申請に係る処分に関し、諮問する。

記

令和6年4月9日付け事企2024第007号による  
スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請



国 土 交 通 省

(別紙)

申請事案の種類

混雑空港運航許可

申請者及び申請空港

スプリング・ジャパン株式会社  
東京国際空港